

# 第4回教育委員会定例会会議録

平成29年4月25日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	城 所 久 恵
	委 員	高 橋 宏
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳
	指 導 主 事	浜 本 響

## 付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成29年度事業計画及び収支予算について	
	2) 国立市文化芸術振興条例検討委員会に関する社会教育法第17条第2項に基づく意見具申について	
議案第22号	平成29年度教育費(6月)補正予算案の提出について	
議案第23号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成29年度国立市立小学校教科用図書採択について)	
議案第24号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成29年度国立市特別支援学級教科用図書採択について)	
報 告 事 項	3) 平成28年度卒業式、平成29年度入学式の実施報告について	口 頭 説 明
	4) 平成28年度学校評価報告書について	
	5) 平成28年度スクールソーシャルワーカー活動実績報告について	
	6) 国立市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱について	
	7) 市教委名義使用について(4件)	
	8) 要望書について(1件)	
議案第25号	第22期国立市社会教育委員の委嘱について	当 日 配 布
議案第26号	臨時代理事項の報告及び承認について (国立市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱について)	当 日 配 布
議案第27号	国立市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	当 日 配 布
議案第28号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成29年度主幹教諭・主任の任命について)	当 日 配 布
議案第29号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	当 日 配 布

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。平成29年度もスタートいたしまして、はや1カ月がたとうとしております。昨日からは、小学校1年生もようやく給食が開始になったところでございます。今のところ学校教育、社会教育ともに順調な滑り出しを見せているところでございます。

それでは、これから平成29年第4回教育委員会定例会を開催します。

本日の会議録署名委員を山口委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい、結構でございます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第25号、第22期国立市社会教育委員の委嘱について、議案第26号、臨時代理事項の報告及び承認について（国立市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱について）、議案第27号、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、議案第28号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成29年度主幹教諭・主任の任命について）、議案第29号、臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）は、いずれも人事案件でございますので、秘密会とさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。



#### ○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 最初に教育長報告を申し上げます。

去る3月21日火曜日の第3回定例教育委員会以後の主な教育委員会の事業について、ご報告を申し上げます。

3月23日木曜日、この日をもって、小学校の三学期が終了いたしております。合わせて給食も終了いたしました。また、当日は市議会の最終本会議が開催され、翌24日の未明まで本会議が開催されたところでございます。

3月24日金曜日、小学校卒業式をとり行いました。中学校では三学期が終業いたしております。

3月28日火曜日に社会教育委員の会を、3月30日木曜日には、公民館運営審議会を開催いたしました。

3月31日金曜日、市職員、教職員の退職辞令等の交付・伝達を行っております。

また、年度の初めとなります4月3日月曜日に、市職員、教職員の人事発令・伝達を行ったところでございます。

4月6日木曜日に、小・中学校の一学期が始業いたしました。当日は、小学校において入学式が挙行されております。

また、4月7日金曜日には、中学校の入学式をとり行いました。同日の午後、教職員の救急法講習会を実施しまして、全職員参加のもと、エビペンやAEDの取り扱いを初めとする救急法について学んだところでございます。

4月10日月曜日、東京都市教育長会の定例会総会が開催されております。また、当日は、東京都市町村教育委員会連合会の会計監査がございまして、城所委員が監査を行っております。

4月11日火曜日に、校長会を開催いたしました。この日より順次給食も開始いたしましたところでございます。当日は、平成29年度東京都の教育施策連絡協議会が開催され、教育委員が参加いたしました。また、同日は公民館運営審議会を開催しております。

4月17日月曜日に副校長会、また、国立市教育リーダー研修会の開会式を行っております。

4月18日火曜日には、全国学力・学習状況調査が実施されました。

4月19日水曜日、国立市立小・中学校の合同授業研究会全体会と分科会を行ったところでございます。

4月20日木曜日、日光移動教室の担当教員による実地踏査を21日までにかけて行いました。また、当日は、スポーツ推進委員の定例会を開催しております。

最後になりますが、4月24日月曜日、東京都市町村教育委員会連合会の理事会が開催され、山口委員、城所委員が出席されました。

教育長報告は、以上でございます。ご意見、ご感想がございましたら、お願いいたします。

山口委員。

○【山口委員】 質問が二つとございますか、スタート状況について、先ほど順調にスタートしているというお話を教育長からいただきましたけれども、学校の部分と、給食も始まってきていると思うので給食センターのスタートの状況も、順調かなと想像するのですけれども、簡単に教えていただければと思います。

感想なのですが、卒業式から入学式についてです。私は、第七小学校の卒業式に行きまして、地域との連携を非常に強く感じた卒業式でありました。感激しました。また、その後、ちょうど1週間前ですけれども、リーダー研の開会式、水曜日が合同研の最初の全体会から分科会スタートの様子を見て、非常に多くの先生方が熱心に参加をされていて、新しい先生も巻き込む雰囲気を持っていて、それが国立らしさみたいなどころにつながっているなど改めて強く感じたところでございます。もちろん、これから進んで行くわけで、いろいろなことがあるかもしれませんが、こういうように先生たちが一生懸命やっている小学校、中学校が一緒になって子どもたちのことを考えて研究をしていく部分というのは、子どもたちに全部はね返ってくるのだと思いますので、ぜひしっかり頑張ってくださいと思います。

感想は、以上でございます。

○【是松教育長】 それでは、新年度の状況ということで、まず学校の状況を。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 学校のほうからも、子どもも学校もいいスタートを切っているという報告をそれぞれ受けています。ただ、幸い大事には至りませんでした。けがやアレルギー事故の対応もありました。

新入生については、集団行動を学ぶ等、日々新しい生活の中で変化を見せているということです。また、連休明けのころ生活になれて、また、今、緊張の中ですので、本来の子どもたちの姿が見られるのではないかという声も聞いています。

また、一中では、桜の掃除をするボランティアを呼びかけたところ、90人が参加してくれた週もあったと聞いています。

以上です。

○【是松教育長】 それでは、給食の状況について。

給食センター所長。

○【吉野給食センター所長】 学校給食に関しましても、おおむね順調な滑り出しをしたところでございます。先ほど、指導主事からアレルギーの事故があったという話がありましたけれども、こちらも先ほどおっしゃられたように特に給食が問題であったわけではなく、その子の体質というところで少し問題が起こった部分でございました。食材に何か問題があったということではございませんでした。それから給食に関しまして、多少異物混入とか、そういった報告が上がっておりますけれども、こちらも現在のところ、子どもたちに健康上の被害が生じるような大事には至っておりません。

以上でございます。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。結構でございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 では、この一月の感想です。私も卒業式、入学式と行かせていただきましたが、小学校が三小の卒業式で、中学校は一中の入学式だったので、三小で見送った子どもたちをまた迎え入れるということで、2週間しか間が開かないのですけれども、私服で卒業していった子どもたちがピカピカの制服を着て、非常に緊張をして、でも希望に満ちあふれた顔で入学式を迎えているなどということをととてもうれしく思いました。

中学校の入学式には各小学校から校長先生、副校長先生が来賓でいらっしゃるのですけれども、大切に育ててきた子どもたちを直接中学校でお渡ししますみたいなの、そのような思いがあって、皆さん大切に育ててきた子どもたちをお渡しするのだなど、中学の入学式も温かい雰囲気で行われました。

リーダー研、合同研もスタートしたのですけれども、先ほど山口委員もおっしゃられたように、リーダー研にもたくさんの先生に参加していただいて、非常にありがたいなと思いました。参加者としてもらうばかりではなく、自分で参加して成長していこうという思いを1年間キープしていただきたいという願いがあります。

それから合同研も毎年なのですが、先生方が入れかえでスタートということで行いますが、荒西指導担当課長からここで一区切りの年であると言われていきますので、例えメンバーが変わったとしても、流れの中で1年区切りということで意識して続けていただきたいなと思います。

それから学校公開で八小、二小に伺ったのですが、初回の学校公開日だったので、教室があふれかえるほどの人で、新しくおいでになられた先生はかなりのプレッシャーだろうなと思いついて見せていただきました。国立に来てよかったと思っただけのといいなと思います。また、新しく来ると心細い思いなどしていますので、教育指導支援課の方々がサポート等をしていただけるとありがたいなと思っています。どの学校もメンバーが新しくかわっていますが、職員室も教室も学校も風通しがよくて、みんなでやっついこうという雰囲気に国立中がなっていたいただきたいなと思っています。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 私は、先ほど教育長報告にありました平成29年度の東京都教育委員会教育施策について、その一部を報告と感想を述べたいと思います。全部で9項目ありました。

昨年と同様に、まず一番目が個々の子どもに応じたきめ細かい教育の充実をうたっております。これは平成28年度の全国学力・学習状況調査の結果、分析したところ、東京都は全国の平均正答率を上回っていますが、課題もあります。つまり学力上位の県と比較してみると、成績下位層の割合が比較的多い。このことは放っておけない大事な点なので、そのためにどんなことを考えたかと言いますと、きめ細かい教育の充実、すなわち小・中学校における基礎基本の確実な習得ということになるわけです。もう一つこの課題を解決するためには、習熟度別指導が有効であるというデータも示され、今後、さらに推進されることを期待しています。

さらに、私が「これはいいな」と感じたのは、ベーシックドリルは今までも使われておまして、平成

29年度はそのベーシックドリルを電子化したということで、この電子化したことによりメリットが生まれるのではないかと。その1として、オート採点機能がありまして、教師の採点が不要となる。児童・生徒が意欲を持って主体的に学習できるのだと。これは教師の負担が軽くなるというのは、非常にうれしいことです。2として、学校のPCにインストールすることで、放課後等の補習に活用できると。3として、都教委のホームページに掲載されていますので、家庭学習でも活用できると。4、児童・生徒の学習履歴を教師が把握できる。5として、学校で作成した問題を追加することもできて、つまり学校独自のベーシックドリルを作成することができる。こういった5点にわたる特長があるということで、これは非常に学校現場として有効に使っていききたいな、また、使われることを願っています。

それから最後に、合同研。小・中学校の合同授業研究会全体会。先ほど山口委員も城所委員も触れましたけど、多くの先生方が参加して、また、うちの講師も大変話が上手で、引きつけることができたと思います。先生方がよく理解した上で、ことしどんな授業が行われるのかなと。特に中学校は、授業改善が小学校以上に必要だと全国的にも都内でもあらゆるところで言われていますので、それを国立が先進的な授業を公開していくと。こういったことを楽しみにしております。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 私は、六小と二中の入学式に行きました。入学式は、じつにいいもので、特に小学校の入学式はスタートですから、子どもたちがみんなぴちぴちして、児童に力をもらえます。元気で活発で、小学校1年生の担任の先生の間からは、はりきった涼やかな風がぴゅーっと吹くね。いい体験をさせていただきました。二中は結構生徒が多くて、それで先輩が迎えて、音楽の演奏もみんな新中3の女子生徒が弾いて、歌の指揮も生徒たちがとって、規律正しくテンポよく進みました。さすが中学生だなと思って、感心して帰ってまいりました。ありがとうございます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。



○議題（2） 報告事項1） 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成29年度事業計画及び収支予算について

○【是松教育長】 それでは、よろしければ、次に、報告事項1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成29年度事業計画及び収支予算についてに移ります。

くにたち文化・スポーツ振興財団高橋事務局長、お願いいたします。

○【高橋事務局長】 皆さん、こんにちは。くにたち文化・スポーツ振興財団の高橋と申します。よろしくお願いいたします。それと4月に人事異動がございまして、説明員として佐々木総務課長を出席させていただきます。

○【佐々木総務課長】 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○【高橋事務局長】 それでは、申しわけないのですが、座らせて説明をさせていただきます。

本日は、くにたち文化・スポーツ振興財団の平成29年度の事業計画並びに収支予算をご説明させていただきます。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず事業計画から説明をさせていただきます。ページをお開きいただきまして、1ページ目の事業計画の概要でございます。初めに○で6点ございますけれども、これは財団の定款上の目的を記載

させていただいております。その定款の目的を踏まえ、1 ページの中段以降から 2 ページの中段までが、平成 29 年度の事業の全体像ということになります。

まず、芸小ホールでございますが、1 点目としては第 2 回目を迎える「くにたちアートビエンナーレ野外彫刻展」についてでございます。今回は、さくら通りにスポットを当てて、小品の作品 15 点程度を通り沿いに連続して設置をしていく計画です。現在はさくら通りの南側の府中境から第三公園の端というか、既に工事が終わっている部分までの間で今、計画をしております、ほぼ設置場所も固まってはいますけれども、ここで作った段階で 15 点と記載させていただいているのですが、実はあの区間で 15 点作品を置くと、少ししつこい感じがあります。それで、今、検討しているのは、10 点くらいにさせていただきたいと思っております。この辺はまだ流動的ではございますが、事業計画上は一応 15 点ということで予定していたところでございます。

それから 2 点目でございます。市内の広場ですとか、ストリート、通り沿いにアーティストであるとか、コミュニティグループの方々が装飾をしたピアノを 2 週間程度設置させていただいて、誰もができる「PLAY ME, I'M YOURS」と題したイベントを開催する予定でございます。これは後ほどまた説明をさせていただきますが、この事業はイギリスが発祥のイベントでございまして、日本でこのイベントをするのは、本格的な実施をするのは今回が初めてという事業でございます。

それから次に、郷土文化館でございます。郷土文化館は谷保天満宮に代表される歴史的文化遺産の適切な保護と活用を図って、市民共有の財産として守っていくということでございます。

それから市民総合体育館でございますが、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境をつくるため、体育協会等との連携を深めるとともに、市民総合体育館を積極的に PR していくということです。また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを踏まえて、特に今年度はしょうがい者スポーツの普及に取り組んでいくということでございます。

それから施設面でございますが、施設面は平成 29 年度、今年度に芸小ホールと総合体育館の外壁改修工事を行う予定であります。また、平成 29 年度は、財団の設立 30 周年ということもございまして、30 周年の冠事業を実施していきたいと考えております。

これらのポイントを軸としながら、それぞれの事業を進めていくということでございまして、まずは 2 ページの中段の「I. 公益事業」でございます。

初めに 1 の芸小ホールの部分ですが、事業目標ですけれども、外壁改修工事により施設利用が一定程度制限される予定がございます。そのことから、地域との連携による館外事業に積極的に取り組んで、アートの担い手づくりと文化の香る地域づくりを推進してまいります。

重点事業といたしましては、事業企画制作にかかわるプロデューサー制の定着と事業運営評価サイクルの定着。それから市と連携による文化芸術活用プラットフォームの形成事業。それから市と文化芸術政策の策定に資する提言、提案、意見交換の 3 点を上げさせていただいております、目標利用者数といたしましては、館内利用者が 6 万 8,000 人。連携協働団体・組織数としては 3 団体を目指して目標値を立てております。

「ア. 芸術文化事業」の「(ア) 芸術環境創造事業」では、3 ページになりますけれども、「①教育、福祉、まちづくりと連携した地域貢献事業」、②といたしまして、「学校教育との連携事業」、③としまして、「地域の芸術文化資源を活用したまなび事業」を展開してまいります。

次に「(イ) の芸術振興事業」では、市の第 5 期基本構想に掲げられています「文化・芸術のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術活動に親しむことができる」ということを目標に掲げてございまして、

「①芸術文化の創造事業」、「②芸術文化の継承事業」、「③芸術文化の交流・支援事業」。4ページになりますけれども、「④創客、利用拡大事業」を実施してまいるということです。

次に「(ウ) その他」では、地域文化向上等のためスタッフの協働、研修の機会を設け、職務能力の向上を図ってまいります。

次の2. 郷土文化館の事業でございます。平成29年度の事業目標としましては、「地域や施設の特徴を生かした自主・共催事業の充実」、「産官学の連携による、世代を超えたまちぐるみ創造空間の演出参加」、「行政の事務事業及び生涯学習活動の支援」ということで考えているところでございます。

重点事業といたしましては、『『城山さとのいえ』と連携し南部地域の魅力を引き出す事業』、「類縁機関の連携した講座事業の充実と学社融合事業の推進」、「市制50周年を意識した資料収集と展示」。この3点としております。

目標利用者数といたしましては、来館者を2万人、自主事業参加者は5,000人と設定しております。事業といたしましては、「(ア) 郷土の歴史、民俗及び自然環境等に関する資料の収集、保存、調査研究、教育支援のための事業」としては、5ページになりますが、従来に引き続き、「①展示事業」、「②資料収集・調査・研究事業」、「③講座事業」ということで事業を展開してまいります。

次に「(イ) 市民が参加及び体験する事業」といたしましては、「城山さとのいえ」との連携。また、学校休業期間を中心とした、「こどもおすすめ事業」をさらに充実してまいる予定です。

6ページになりますけれども、「①郷土の伝統文化を学ぶ体験事業」では、昔の暮らしを体験する事業、また、従来からの継続事業として、「②郷土の自然環境を学び体験する事業」を実施する予定です。

次の「イ. 市内遺跡整理調査業務受託事業」は、遺跡の緊急発掘の調査の整理、報告書の作成を教育委員会から受託をするということになっています。

次の3. 体育館関連の事業についてでございます。事業目標といたしましては、小学生の運動能力の向上といたしております。

重点事業といたしましては、小学生を対象とした野球教室、かけっこ教室、水泳教室など、こどもおすすめ事業の拡充ということでございます。

目標数値といたしましては、館内利用者が21万人。それから野外施設の利用率は65%を目指すということでございます。

具体的な事業といたしましては、「ア. スポーツ及びレクリエーション事業」の①として、先ほどの小学生の運行能力向上を目的とした各種の事業。②として、「高齢者の健康増進」。それから7ページになりますけれども、③として、2020年東京パラリンピックを見据えた、「しょうがい者スポーツへの取り組み」などの事業を展開していきます。

次のイ. ウ. エ. については、受託事業でございます。

それから「4. 共通公益事業」につきましては、ほぼ前年度と同様でございますが、「ウ. 財団設立30周年を記念して、記念誌の発行」を計画しているところでございます。

次の「5. 指定管理事業」では、施設のより効率的な運営と公平な市民サービスの向上のため、各種研修の実施による職員の資質、専門性の向上、さらには、そのための職員の処遇向上に努めてまいる予定でございます。

以上が概要でございますが、10ページからが事業計画の内訳となっております。まず、各事業の左端にある記号でございますが、10ページ下段に説明がございます。○がこどもおすすめ事業、☆が協賛事業、△が文化庁助成申請事業、●が新規事業ということになっています。それから右から2列目の開催形態で



ざいますが、共催事業については網をかけさせていただいております。

初めに 10 ページから 13 ページが芸小ホールの事業でございます。まず番号 1 「くにたちアートビエンナーレ」です。第 2 回全国野外彫刻展を富士見台地域のさくら通りで実施する予定でございます。詳細につきましては、冒頭に説明をさせていただきました。それから番号 4 「歌う芸小ホール 地域と高齢者福祉」では、これまで芸小ホールのスタジオで開催してきた「歌う芸小ホール」を、市の福祉関連部署、特に高齢者福祉担当と連携して地域での開催を行っていくというものでございます。それから番号 6 「PLAY ME, I 'M YOURS」は、先ほど説明をさせていただきましたが、市内の広場や通り沿いにアーティストやコミュニティグループが装飾したピアノを 2 週間程度設置して、誰もが演奏できるアートイベントということで、イギリスの発祥のイベントでございます。実際には、今年度というか、来年になりますけれども、3 月 16 日から 3 月末までの 2 週間で大学通りを中心とした 10 カ所に市民の方から寄贈いただいたピアノを設置して、いつでも誰でもそこで弾くことができると。ただ、夜間とかは、音が出るものですから、昼間ですけれども弾くことができ、中にはいろいろな楽器を持ってきていただいて、そこで一緒にピアノと演奏していただくとか、そういうイベントも考えております。

それから次の番号 7 「宇フォーラム美術館 共催展覧会」では、アイルランドの現代美術画家ミレヤ・サンパー氏の個展を開催する予定です。

それから番号の 10、一橋大学との連携事業といたしまして、「音楽書でたどる実演芸術の世界」として一橋大学言語社会文化研究科の小岩研究室と連携をして、音楽領域の書籍と実演のコラボレーション事業を実施する予定です。

それから番号 16 「パーカッション・アンサンブル タンブッコ」では、メキシコの打楽器アンサンブル「タンブッコ」の日本ツアー公演を市制 50 周年、財団 30 周年事業として開催いたします。

それから 12 ページ、13 ページになりますが、番号の 22 「春の調べ～珠玉の名曲と共に～」では、フレッシュ名曲コンサートというのを実施しているのですが、それに登場した音楽家の成長をたどる事業として、チェロ、バイオリン、ピアノの若手音楽家によるクラシックコンサートを、これも市制 50 周年、財団 30 周年事業として開催をいたします。

続きまして、14 ページから 17 ページが郷土文化館の事業でございます。

まず、番号 4 の「春季企画展『写真展 くにたちあの日、あの頃』」で市の広報担当がこれまでに撮影した多くの市内の写真を公開して、市の歴史と市民の暮らしの変化を学ぶ機会を提供するというもので、実際には先週の土曜日 22 日から 6 月 4 日までの日程で開催をしております。それと同時に本日、「くにたちあの日、あの頃」という冊子を刊行いたしました。中身をごらんいただきますと、当時の国立の白黒ですが、写真が残っております。この中から 30 点弱ほどこの写真展に掲載をさせていただいておまして、この写真展では、その写真の現在の場所と両方写真を掲示させていただいておまして、かつての国立をご存じの方は非常に興味深い写真展となっております、ぜひ足を運んでいただければと思います。

それから番号 5 「ミニ展示『くにたちの遺跡』」では、緑川東遺跡出土の大型石棒の展示に合わせ、近年の発掘調査の成果を中心に国立の遺跡を紹介する予定でございます。

番号 7 「秋季特別展『地図・絵図からみるくにたち』」は国立の歴史や変化を学び、地域を知ることが目的といたしまして、新たに調査の進んだ地図・絵図を展示する予定です。

番号 12 では、館で収蔵しております絵図や市の広報担当の移管写真等の資料のデジタル化を進めるとともに、文教地区指定当時の聞き取りのテープの筆耕を行う予定でございます。

番号 15 では、これまでの調査、研究の成果をまとめ、研究叢書 1 号として刊行するための準備を進め

てまいる予定でございます。

次の 16 ページ。番号 17「私たちのまち くにたちを知る」といたしまして、国立の歴史・自然・民俗など多角的に学ぶための講座を開催する予定です。

番号 19「学習支援事業」では、小学校出前講座や中学校職場体験・学芸員実習など、学校教育の支援を強化してまいります。

番号 28「冬のいきもの探し」は自然クラブ卒業生を対象としたジュニアリーダー育成を目的としまして、フィールドワークを中心とした講座を実施する予定です。

最後に 18 ページから 21 ページまでの体育館事業でございますが、こちらはほぼ例年どおりの事業となります。ただ先ほども説明させていただきましたが、パラリンピックを視野に入れまして、20 ページの「⑦協力事業」として番号 27「東京都初級障害者スポーツ指導員養成講習会」、それから番号 29「ユニカール体験大会」など、協力をして実施していく予定でございます。

平成 29 年度の事業計画については、以上でございます。

それから、少し長くなりましたが、続きまして、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団、平成 29 年度収支予算について説明をさせていただきます。

初めに、予算の詳細に入る前に、平成 29 年度の予算の特徴について概略を説明させていただきますと、まず、予算全体としては、収入が 4 億 4,052 万 5,000 円。支出が 4 億 4,092 万 5,000 円となりまして、平成 28 年度と比較して、収入で 3.7%の増、支出は 3.4%の増となっています。この増の主な理由ですけれども、ビエンナーレの事業を実施するということが 1 点。それから、芸小ホールと体育館の施設修繕によるものというのが、増の要因となります。

それでは、まず予算書をお開きいただきまして、1 ページ、2 ページの全体の予算でご説明をさせていただきます。字が小さくて申しわけないのですけれども、まず 1 ページの中段までの収益についてでございます。

中ほどに太線で囲まれた経常収益計という行がございますけれども、その行の右から 3 列目。これが本年度の経常収益予算額で、4 億 4,052 万 5,000 円になりまして、平成 28 年度と比較して、1,591 万 6,000 円、3.7%の増となっております。

それから費用、支出につきましては、右側のページの中段の太線で囲まれた経常費用計の行、右から 3 列目の本年度予算額の 4 億 4,085 万 5,000 円となりまして、前年度比といたしましては 1,452 万 7,000 円、3.4%の増という予算案となっております。

それとそこから 10 行ほど下に法人税等 7 万円というのがございますが、この 7 万円を加えますと費用の合計が 4 億 4 千 92 万 5,000 円となります。

それでは少し細かく見ていきますと、まず収益についてでございますが、左側のページの（1）経常収益の中の 7 行目に国立市指定管理料収益という行がございます。対前年で 488 万 3,000 円、1.9%の増となっております。この増の要因ですけれども、経年劣化の激しい芸術小ホールの自動ドアですとか、ギャラリーのクロスの張りかえ、それから外壁改修工事期間の利用料の減収補填分。また、消費税のアップ分の補填ということになります。消費税に関しましては、平成 26 年 4 月に消費税率が 5%から 8%にアップしたことから、本財団が支払うべき消費税額も当然増額になったわけなのですが、この増額分に関しては本来利用料を改定することで対応することをせず、財団全体の予算の中での調整でこれまで吸収をしてまいりました。ところが、だんだん消費税の額が大きくなったことから、その調整自体が困難になったことがありまして、平成 29 年度からそのアップ分の補填として、指定管理料と補助金の合計として 250

万円の増額となっています。この 250 万円というのは、ここの数字にはあらわれてないです。合わせて 250 万円の増額をしていただいております。

それから、次の行の国立市受託料収益。これが 185 万 4,000 円の減となっています。これにつきましては、市から受託をしています介護保険受託事業の実施が、週 2 回から週 1 回に減ったことによるものでございます。そこから 5 行下に国立市補助金というのが 1,352 万 5,000 円とありますけれども、22.7%の大幅な増となっています。これはビエンナーレの事業の実施、それから郷土文化館の緑川東遺跡出土の石棒の企画展示等の企画事業の実施によるものでございます。

次の(2)経常費用でございます。3行目の報酬、対前年比で 1,010 万 5,000 円減になっておりまして、4行目、給料手当 1,050 万 7,000 円が逆に増になっています。これは、平成 29 年度から学芸員を嘱託員の身分から財団の固有職員ということで、身分変更したためにこの予算が組みかえられているということでございます。中段の消耗品費 239 万 8,000 円の増になっていますが、これは主に体育館の増額分でございます。例年体育館は消耗品に関しては、当初予算と決算の差額が 300 万円程度発生しておりまして、これについて平成 29 年度につきましては、できるだけ現状に合わせることから当初予算の段階で増額をさせていただいたものでございます。その 2 行下に、修繕費がございますけれども、989 万 8,000 円、83.5%の大幅な増となっています。これは老朽化した体育館、芸小ホールの種類修繕に対応する増額でございます。その次の行の光熱費の 753 万円、1.5%の減につきましては、これも毎年の決算によるもので、決算額に近い見込み金額での予算計上とさせていただいております。それから下から 7 行目、租税公課ですけれども、消費税の増額分 298 万 6,000 円を見込んでいますところでございます。

これらの費用を合計いたしますと、右ページの太線で囲まれた経常費用計の 4 億 4,085 万 5,000 円ということで、収益の合計 4 億 4,052 万 5,000 円からそれを引きますと、その 3 行下に当期経常増減額 33 万円マイナスというのがございますけれども、それと 7 行下の法人税等の 7 万円、これを通算しますと、40 万円のマイナスが太枠で囲まれた当期・一般正味財産増減額ということになります。このマイナス 40 万円とその下の一般正味財産期首残高 1,153 万 2,000 円を通算いたしますと、その 1 行下の一般正味財産期末残高の 1,113 万 2,000 円となります。

また、大きなⅡですけれども、指定正味財産増減の部では、下から 7 行目、一般正味財産への振替額マイナス 500 万円と受取寄付金 500 万円につきましては、ビエンナーレ事業に充当すると見込んでいるもので、左のページの中段の経常収益計から 5 行上に受取寄付金振替額というのがありまして、そこが 500 万円になっていますが、それに呼応しているというものでございます。指定正味財産としましては、全体としては増減がなく、下から 2 行目の 3 億 1,417 万 6,000 円となりまして、先ほどの一般正味財産期末残高 1,113 万 2,000 円を足しますと、一番下になりますけれども、正味財産の期末残高が 3 億 2,530 万 8,000 円となっています。

これが全体の予算の説明でございます。その次のページの「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」ということですが、これは平成 29 年度中の予定、見込みはございません。

また、その次のページからは、事業会計別の「収支予算内訳書」となっております。参考としてごらんになっていただければと思います。

以上が、平成 29 年度の事業計画及び収支予算の説明でございます。よろしく申し上げます。

○【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 感想なのですが、市制 50 周年、財団 30 周年ということで、新しい試みがビエンナーレ

を含めてやられるのを期待しております。ご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 私も感想なのですけれども、学芸員の方の身分が変わられたということで、その辺が今まで難しいと聞いていたので、よかったなと思っています。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

今、各委員からもございましたように、市制 50 周年記念の事業、それから財団としても創立 30 周年ということで、あわせて今年度はアートビエンナーレ開催の年度ということになります。

市ではご案内のように今年度より、国立市における文化芸術振興計画の策定に着手したところがございますので、財団におきましてもより一層教育委員会、それから市と連携を密にして、また、これからの文化芸術振興のための、あるいはスポーツ振興のための事業をより充実させていただくという視点に立って、また、今年度も事業を展開していただければと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項 1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成 29 年度事業計画及び収支予算についてを終わります。高橋事務局長並びに佐々木総務課長、まことにありがとうございました。



○議題（3） 報告事項 2） 国立市文化芸術振興条例検討委員会に関する社会教育法第 17 条第 2 項に基づく意見具申について

それでは、次に報告事項 2、国立市文化芸術振興条例検討委員会に関する社会教育法第 17 条第 2 項に基づく意見具申についてに移ります。

委員より意見を申し述べたいとの申し出がありますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは委員、お願いします。

○【間瀬社会教育委員】 第 21 期国立市社会教育委員の間瀬と申します。お手元に「国立市文化芸術振興条例検討委員会に関する社会教育法第 17 条第 2 項に基づく意見具申」という資料がございますので、そちらを見ながらお聞きいただければと思います。着席して失礼いたします。

まず、社会教育法第 17 条第 2 項について、あらかじめ説明しておきますと、こちらの社会教育法第 17 条第 2 項というのが、「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席し、社会教育に関し意見を述べることができる」という条項がございまして、それに基づいて意見する次第でございます。

そうしましたらお手元の資料、先に意見事項について 2 ページ目に結論がございますので、そちらから先に述べさせていただきます。

意見事項ですが、「国立市文化芸術振興条例検討委員会の委員の委嘱に当たっては、社会教育に識見があり、社会教育の視点をもって国立市文化芸術振興条例の策定について検討する素養・経歴を有する者の委嘱に可能なかぎり努めていただきたく、社会教育法第 17 条第 2 項に基づき、社会教育委員の職務より意見申し上げます」というのが意見の旨でございます。

戻りまして、こちらの「意見の趣旨」でございます。これも読み上げてまいります。

「国立市における文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進することを目的として、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示す条例」、これはいわゆる国立市文化芸術振興条例のことでございますけれども、「条例の策定について検討するに当たっては、『社会教育関係者』の視点が正に不可欠です。

文化芸術振興基本法第2条第6項には『文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮する』旨が謳われ、第27条には、地域における文化芸術活動の場の充実として、国が各地域における『社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講じるものとする』こと、第32条には、関係機関等の連携等として、国が『社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮』することや『芸術家等及び文化芸術団体』が『社会教育施設』と『協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努める』ことが定められています。地方公共団体の施策については、第35条において『地方公共団体』が『国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする』としています。

国立市では、社会教育施設である公民館において、毎年、くにたち市民文化祭が開催され、また、『社会をみつめ、文化をつくる』や『表現と創作を楽しむ』といったテーマのもとで、各種の文化芸術に関する主催講座が開講されています。さらには、文化芸術活動に取り組む、多くの市民サークルが日々、公民館の会場貸出を利用していることは言うまでもございません。他方、図書館もまた、図書の貸出や主催行事を通じて、市民の文化芸術活動を支えている社会教育施設です。

このように、文化芸術の振興と社会教育とは大いに関わりがあります。とりわけ『地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会』の提供という面では、『文化芸術関係者（芸術家等及び文化芸術団体）』のみで成立するものではなく、学校の教育課程に係る人々に対しては『学校教育関係者』の協力が、生涯学習に係る人々に対しては『社会教育関係者』の協力が不可欠です。

然るに、国立市文化芸術振興条例検討委員会条例においては、その委員について『学識経験者』『文化芸術関係者』『学校教育関係者』『市民』の項目のうちから委嘱することとなっており、『社会教育関係者』の項目は明記されておられません。

そこで、国立市文化芸術振興条例検討委員会の委員の委嘱に当たっては、現行の項目に則りながらも、合わせて社会教育に識見があり、社会教育の視点をもって国立市文化芸術振興条例の策定について検討する素養・経歴を有する者の委嘱に可能なかぎり努めていただきたく、社会教育法第17条第2項に基づき、社会教育委員の職務より意見申し上げる」次第でございます。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。意見の具申をいただいたところでございます。この意見具申につきまして、事務局からは何かございますか。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 今回、(仮称)国立市文化芸術振興条例を策定するに当たっては、国立市における文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進することを目的として、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにして、その方向を示す条例の策定について検討するため検討委員会を設置するものです。

学識経験者、文化芸術関係者、学校教育関係者、公募市民のそれぞれの立場、見地から間瀬委員もご指摘いただきましたが、文化芸術振興基本法、さらには国の基本方針との整合を図りながら、国立市の特性に応じた文化芸術を振興するためには何より市民・団体の文化芸術活動の自主性を尊重するとともに、文化芸術を市民の身近なものとし、それを尊重し、大切にしていこう包括的に文化芸術施策を展開していく必要があり、そのための条例の制定を目指しておりますので、文化芸術についての見識の極めて高い専門家や実際に活動している方を委員として選任すべくものと整理しております。市議会におきましても、文化芸術は幅広い分野のため、分野のバランスの配慮等のご意見がありました。なお、社会教育委員の会、

(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会ともに事務局は生涯学習課であり、社会教育委員の会にも適宜情報提供をし、意見をいただくなどして相互補完しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○【是松教育長】 わかりました。それでは、意見の具申とまたこれに伴う事務局の考え方というのをいただきましたけれども、各委員から何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、先ほども申しましたが、文化芸術振興の計画をこれからつくっていくところでございます。これにはできるだけ多くの分野の方々に参加していただいて、計画を策定していくことになっていくと思います。ただ、今回、基本理念条例として、条例策定のための検討委員会をつくるということで、非常に限られた人選でそれを行っていくという中では、文化芸術に直接関与している、あるいは直接活動している方々のご意見を中心に今、行っているようでございます。

当然ながら、今後、文化芸術振興計画そのものの策定に当たっては、多くの関係機関、関係者の方々からのご意見やご協力を必要としているところでございます。市民の文化芸術活動をどう行っていくかという視点からの社会教育委員の知見というのは、また必要となってくると思います。ぜひその際には引き続いてご意見を賜りながら計画策定に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○【間瀬社会教育委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。それでは、報告事項 2、国立市文化芸術振興条例検討委員会に関する社会教育法第 17 条第 2 項に基づく意見具申についてを終わります。

間瀬委員、大変ありがとうございました。



#### ○議題(4) 議案第 22 号 平成 29 年度教育費(6 月)補正予算案の提出について

○【是松教育長】 次に、議案第 22 号、平成 29 年度教育費(6 月)補正予算案の提出についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 22 号、平成 29 年度教育費(6 月)補正予算案の提出について、ご説明をいたします。

当議案は、6 月に開催されます市議会第 2 回定例会に補正予算案を提出するために提案するものでございます。議案を 1 枚おめくりください。初めに歳入でございます。

款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 1 教育総務費補助金、細節 1 教育支援体制整備事業補助金につきまして、434 万 3,000 円を増額補正いたします。こちらは、インクルーシブ教育に関連し、合理的配慮協力員報酬及び特別支援教育アドバイザー謝礼に充当する補助金となりますが、ここで文科省によるインクルーシブ教育に係る補助事業が拡充され、補助率 3 分の 1 の補助金の交付が決定したため増額補正をするものです。

続きまして、款 14 都支出金、項 3 委託金、目 6 教育費委託金、節 1 教育費委託金につきまして、合計 444 万 9,000 円を新たに計上するものでございます。

本補正につきましては、6 件とも全て東京都の事業実施校に各学校が指定されたことに伴う委託金の計上となっております。補助率は全事業とも 10 分の 10 です。

それでは委託金ごとにご説明をいたします。

道徳教育推進拠点校事業委託金につきましては、平成 28 年度に引き続き、第六小学校と第二中学校の 2 校が事業実施校に指定されることがここで決定されたことに伴い、委託金 40 万円が交付されるもので

ございます。

オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金につきましては、平成 28 年度より都内全ての公立学校において事業を実施することとされているため、国立市立学校全 11 校分の委託金 275 万円が交付されるものです。

次のオリンピック・パラリンピック教育アワード校事業につきましては、オリンピック・パラリンピック教育を一層推進するため、すぐれたオリンピック・パラリンピック教育を行っている学校を顕彰し、その取り組みを一層充実させるための委託事業となっております。都内全 150 校のうちの 1 校として、第二小学校が事業実施校に指定されることが決定したことにより、委託金 20 万円が交付されるものです。

スーパーアクティブスクール事業につきましては、中学生の体力向上を目的に、先進的に取り組む中学校を指定し、具体的取り組みを全中学校に発信していくための委託事業となっております。第三中学校が事業実施校に指定されることがここで決定したことにより、委託金 30 万円が交付されるものです。

持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業につきましては、持続可能な社会づくりに向け、自然環境や地域・地球規模の諸課題について、児童・生徒が主体的に考え、解決していくための能力や態度を育成していくための委託事業となっております。第三中学校が事業実施校に指定されることがここで決定したことに伴い、委託金 45 万円が交付されるものです。

人権尊重教育推進校事業につきましては、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指し、人権教育を一層充実させるための委託事業となっております。第六小学校が事業実施校に指定されることがここで決定されたことにより、委託金 34 万 9,000 円が交付されるものです。

歳入につきましては、合計 879 万 2,000 円を増額補正するものです。

続きまして、2 ページをごらんください。

款 10 教育費の歳出の補正予算案でございます。歳出につきましては、全て項 1 教育総務費、目 3 教育指導費、事務事業、学校教育向上支援事業に係る経費に関する補正予算となっております。先ほど歳入で説明をいたしました六つの事業、道徳教育推進拠点校事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、オリンピック・パラリンピック教育アワード校事業、スーパーアクティブスクール事業、持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業、人権尊重教育推進校事業について、東京都よりそれぞれ指定されたことに伴い、必要となります謝礼、消耗品費、郵便料、教科備品費などの合計 444 万 9,000 円を新たに計上するものでございます。

平成 29 年度教育費（6 月）補正予算案の内容は以上のとおりです。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 では、議案第 22 号、平成 29 年度教育費（6 月）補正予算案の提出については可決といたします。



○議題（5） 議案第 23 号 臨時代理事項の報告及び承認について（平成 29 年度国立市立小学校教科用図書採択について）

○【是松教育長】 次に、議案第 23 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 29 年度国立市立小

学校教科用図書採択について)を議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第 23 号、臨時代理事項の報告及び承認（平成 29 年度国立市立小学校教科用図書採択について）をご説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、国立市公立小学校において使用する教科用図書の採択を、公正で円滑かつ適正に行うために必要な事項を定めた「国立市立学校教科用図書採択要項」に従い、平成 30 年度に国立市立小学校において使用する教科用図書の採択を進めるものです。

今回の採択では、「特別の教科 道徳」で使用する教科用図書を採択することになります。このため、お配りしております「国立市立学校教科用図書採択要項」について、第 6 項審議会の任務の（2）の調査対象を各教科及び「特別の教科 道徳」を加えております。以下、要項では各教科等と表記しております。

採択に当たりましては、小学校長 8 名及び教育指導支援課長並びに指導主事によって構成されます教科用図書審議会を設置し、そのもとに教科用図書調査研究委員会を設置いたします。教科用図書調査研究委員会には、小学校長 1 名が部会長となり、各小学校長から推薦された 1 名ずつの教員とで編成します。教科用図書調査研究委員会では、調査研究した結果を教科用図書審議会に報告いたします。

教科用図書審議会では、教科用図書調査研究委員会からの報告を踏まえて、国立市立小学校で使用する教科用図書について審議し、その結果を平成 29 年第 7 回教育委員会定例会に報告いたします。

以上を踏まえまして、今後、採択事務を行っていくこととなります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございませうか。

よろしいようですので、採決に入らせていただきます。可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 議案第 23 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 29 年度国立市立小学校教科用図書採択について）は可決といたします。

◇

○議題（6） 議案第 24 号 臨時代理事項の報告及び承認について（平成 29 年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）

○【是松教育長】 次に、議案第 24 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 29 年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）を議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第 24 号、臨時代理事項の報告及び承認（平成 29 年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）をご説明いたします。

本件は、先ほどと同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、国立市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を、公正で円滑かつ適正に行うために必要な事項を定めた「国立市特別支援学級教科用図書採択要項」に従い、平成 30 年度に国立市立小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書の採択を進めるものです。

採択に当たりましては、特別支援学級設置校長及び特別支援学級設置校長が推薦した特別支援学級の担



任教員によって構成されます教科用図書審議会を設置し、そのもとに特別支援学級設置校ごとに校長、副校長、特別支援学級担任で構成する調査委員会を設置いたします。

各校の調査委員会では、児童・生徒の実態に応じて検定教科書または一般図書から指導に使用する教科用図書を調査・研究し、その結果を教科用図書審議会に報告します。

教科用図書審議会では、各校から報告された内容を参考にし、教科用図書の調査結果について平成 29 年第 7 回教育委員会定例会に報告をいたします。

今年度の採択事務から、先ほど同様に小学校に「特別の教科 道徳」が加わるため、採択要項の一部を変更しております。国立市特別支援学級教科用図書採択要項の「6 留意事項」の(3)として「特別の教科 道徳」に関する内容を加筆いたしました。他の教科と同様に検定教科書を使用する場合は、国立市公立小・中学校で使用される教科書と同一のものを使用することになります。在籍する児童の実態を踏まえ、「特別の教科 道徳」の学習で使用する教科書を研究していきます。検定教科書を使用する場合には、小学校で採択した教科書を使用することになります。また、いわゆる一般図書を使用する場合には、毎年採択がえをすることができるとしてあります。

以上を踏まえまして、今後の採択事務を行っていくこととなります。どうぞよろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 ありがとうございます。

今年度が小学校の「特別の教科 道徳」の教科書採択になりますが、また次年度には中学校の道徳教科書、また、再来年度には、新たな新学習指導要領のもとに道徳を除く全ての教科の採択、それから小学校、中学校と 4 年続けて採択の任がまいますので、教育委員におかれましてはよろしく願います。

それでは、議案第 24 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 29 年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）は可決といたします。



### ○議題(7) 報告事項3) 平成 28 年度卒業式、平成 29 年度入学式の実施報告について

○【是松教育長】 次に、報告事項 3、平成 28 年度卒業式並びに平成 29 年度入学式の実施報告についてに移ります。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 それでは、報告事項 3、平成 28 年度卒業式、平成 29 年度入学式の実施報告をさせていただきます。

学習指導要領には、儀式的な行事の内容として、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳正で清らかな気分を味わい、新しい生活への展開の動機づけになるような活動を行うと示されています。各学校からは、この内容に基づき、厳粛かつ清らかな雰囲気の中で適正に実施されたという報告を受けています。

今後も子どもたちに身につけさせる力を明確にした上で、児童・生徒の主体性が発揮される卒業式や入学式が実施されるよう、学校へ助言してまいります。

報告は以上です。

○【是松教育長】 報告は終わりました。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)



○議題（８） 報告事項４） 平成 28 年度学校評価報告書について

○【是松教育長】 それでは、次に報告事項 4、平成 28 年度学校評価報告書についてに移ります。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 それでは、報告事項 4、平成 28 年度学校評価報告書について報告をさせていただきます。

この報告書は、学校教育法施行規則第 68 条に、自己評価の結果及び学校関係者評価の結果を設置者に報告することが規定されていることに基づき、国立市立小・中学校から提出を受けたものです。

学校評価は次の三つを目的として実施いたします。

第 1 は、教育活動の組織的・継続的な改善を図ること。第 2 は、公表・説明により適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。第 3 は、学校の設置者等が学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることです。

評価指標等については、学校の実態に応じて独自に設定しておりますので、学校間の比較をするものではなく、各学校単位での評価であることをご留意いただければと思います。

全体的な傾向として、学力の向上については一定の評価をいただいておりますが、相手を意識し、思いやる心の育成については、今後、さらに充実を図る必要があります。また、保護者・地域の理解と協力を得るために、学校は情報の発信に努めることが求められています。

各学校はこの評価を踏まえ、平成 29 年度の教育活動を実施する中で、家庭・地域の連携協力を得ながら課題の改善に取り組んでまいります。

報告は以上です。

○【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 全部の学校がいろいろ細かく記されていて、それぞれ学校ごとの評価の基準ということなので、それを踏まえて見させていただきました。今、植木指導主事が言われたような感想を私も持ちました。その中で先ほど、一中の桜の片づけボランティアが 90 人集まったことについて、この辺の評価は低かったなと思って見たら C 評価だったり、裏返すと、今、植木指導主事が言われたように、このことが意識されて実際に学校として指導がやられたのかなと勝手に思いました。これを評価することによって次へのステップになってくるということの一つのあらわれかと思って聞いておりました。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 私も全校見せていただいたのですが、学校評価報告ということで、年度の報告なので、その年度の総括としていただくものだと思うのですが、これを見て 1 年間に何がどう行われて、結果がどうであって、何ができてきたかというところが見えてくる必要がある報告書になるのだろうかと思うのです。学校によって評価の基準が違ったり、指標が違ったりはわかるのですが、先ほどの一中ではないですが、より具体的に例えば何をするとか、来年度からは何をするとか、わかりやすく改善策が書かれている学校と、用紙の限りもあるので仕方がないところもあるのかもしれないのですが、今後も継続するとか、何をどのように継続するのか、する点は何で、しない点は何なのかというところが少し見えづらい学校等、表記によってあります。

学校によってはこれを保護者に配付する学校等もあると思うのですが、何もなかったときに来年学校はどうしていくのだろうかとか、この 1 年こういうように進んできたのだということがわかりやすい学

校と、学校の中だけでわかると表現で終わっている学校と少し差があるなど思っていました。

あとは、目標等を見せていただくと、その学校がこの年度、どこに着目していたかとか、どこに力を入れていたかというのが見えてくると思うのです。目標を中期、短期、具体策、分析、改善等の整合性がとれているところと、少し具体策が弱かったり、もう何年にもわたってその具体策をやっているの、終わっているのではないかなとか、何か先生たちの意識の中で変わっていないのか、それともそこが必要なのか、いろいろあったように思います。

何よりも次年度に活用されるような評価報告書でないと、ただこれをつくるだけでも大変な労力になるので、ぜひ、改善策のほうで、もしこの表現が「今後とも継続」とか「さらに」で終わっていたとしても、学校の中で具体的なものにつながっていているということを指導課で見てとっていただけるとありがたいなと思いました。

あとは評価基準がいろいろなのですけれども、保護者、子ども、先生方とアンケートをとったりするのですが、学校によってそのアンケートを全部網羅してここに載せているものと、ある側面のところだけの評価というものがあったりするので、アンケートの活用がどのくらいどのように進んでいるのかということも学校によって見えるところと見えないところがあったという印象がありました。

以上です。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

高橋委員。

○【高橋委員】 学校だより等では、保護者からとったアンケートを、いわゆる生データと言いましょか、そういうものを載せています。7割以上、達成している。グラフで見るとわかりやすいわけですけれども。それから学校ごとに評価の指標があって、分析を加えて、それから学校関係者の評価のコメントも載せてまとめている。ここから見えてくる、いわゆる生原稿から、生データからこのようにまとめることによって、課題というのは何が見えてくるのですか。支援課にお尋ねしたいのですけれども。

各学校は一生懸命アンケートをとって何とかまとめていると。そこから自分の学校における、例えば三小でいうと、挨拶が7割しかできていないのでCだと。ここを重点的にしなければならぬとか、六小のようにベーシックドリルを一生懸命やっているとか、いろいろ具体的な方策というのが書かれていますけれども、ではこれを受け取った教育指導支援課は、どんな評価をしているのですか。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 一般的な話になってしまうかもしれませんが、このような形で各学校が評価をまとめて、次年度への改善策を打ち出していく。各委員からご指摘いただいたように、課題策のところは具体的に見える学校もあれば、見えにくい学校もある。ただここに出てくるような、例えば平成 28 年度の学校評価に基づいて、平成 29 年度の教育課程がつくられておりますので、我々としては教育課程が出てきた段階でこの学校がどのような反省をし、改善点を出してきたものを実際に教育課程で具現化しているのかということについて、1年間見ていこうかなと思っています。

○【高橋委員】 わかりました。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

私のほうからも。毎回こうやって学校もみずからの評価と、それから関係者評価を関係者の方々にご協力いただきながら行っております。ぜひそれを、三浦教育指導支援課長からありましたように教育課程の充実に反映していただきたいと思いますと思っています。つきましては、当然ながらこれを公表することは法で定められておりますので、学校だより等で配布しているところですが、これだけの内容を常に

またチェックできるように、必ずホームページに毎年アップしていくように指導だけはよろしくお願ひしたいと思います。



○議題（9） 報告事項5） 平成28年度スクールソーシャルワーカー活動実績報告について

○【是松教育長】 それでは、次に報告事項5、平成28年度スクールソーシャルワーカーの活動実績報告についてに移ります。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、報告事項5、平成28年度スクールソーシャルワーカー活動実績報告についてご報告いたします。

平成27年度との大きな違いは、スクールソーシャルワーカーが1名体制から2名体制になったということでございます。平成28年度は1名が小学校、もう1名が中学校担当という形で役割分担して活動を進めました。資料には、以下の4点をお示ししました。

1点目が支援数。2点目が相談種類の割合。3点目が対象児童・生徒の累計。4点目が月別・対象児童・生徒の実人数です。

1点目の支援数のグラフ及び表をごらんください。小学校では支援数が大幅に増加いたしました。これはスクールソーシャルワーカーが2名体制になったことで、昨年度1名では難しかった点にまで、対応ができた結果であると推察いたします。また、ケース会議の数も増加してございます。こちらでもスクールソーシャルワーカーが学校に働きかけたことにより、実施されたケースが多くありまして、支援を必要とする家庭に対する有効な手だてを講じる機会として、よく機能していたと考えてございます。中学校では、件数としては目立った増加はありませんでしたが、特に進路にかかわる支援について、生徒の学校見学に同行したり、奨学金制度を紹介したりするなど手厚い支援を行うことができました。

2点目、相談種類の割合のグラフをごらんください。1点、訂正をお願いいたします。下から2行目の平成29年度は平成28年度の誤りでございました。申しわけございません。

平成28年度は新たに貧困を分類に加えたところ、小学校では8%、中学校では11%が該当をいたしました。例年同様に家庭環境の問題への対応が小中ともに多くなってございます。

3点目、対象児童・生徒の累計です。小学校は4月から25名増加いたしました。中学校の増加は6名でした。対応した児童・生徒数は平成28年度ほとんど変わりませんでしたので、一人当たりの対応数について、特に小学校では大幅に増加しているということがわかります。

最後に、月別・対象児童・生徒実人数です。スクールソーシャルワーカーとしての対応を終了するケースがありますので、月によっても対応件数が増減いたします。小学校では12月、中学校では9月、10月に対応のピークが来ております。

総じて2名体制により、1件1件に対する支援の質は確実に向上したと言えます。関係機関とのつながりも密になり、スクールソーシャルワーカーが広く認知されるようになってまいりました。

平成29年度の課題です。平成28年度末をもって、経験豊富なスクールソーシャルワーカー1名が退職いたしました。新しく採用したスクールソーシャルワーカーは、他市での経験はありますけれども、本市では初めての活動になりますので、期待する活動ができるようになるまでには、一定の時間を有すると思われれます。2名とも研修の期間を欲しているところがございますけれども、現在のところ本市においてスクールソーシャルワーカーの研修体系というものは確立しておりません。平成30年度は、教育相談室のように、スーパーバイザーを活用していくことについても検討が必要になるかと存じます。また、関係機

関との関係づくりも再構築する必要がありますので、現在、日程調整を行い、担当指導主事と学校支援センター所長が新たなスクールソーシャルワーカーを各課に紹介して回っている状況でございます。

報告は以上です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 質問です。今年度新しい方が入られて、2名体制を維持できてよかったというのが、まず第1点目ですけれども、荒西指導担当課長が言われたように、新たにスタートしていく部分が出てくるので、そのバックアップをかなり全面的に強力にしていっていただければと思うのです。

このことが有効かどうか私自身はわからないのですが、他市にも大体スクールソーシャルワーカーがいらして、そこも流動的であるなという感触を得ているのですけれども、そういう部分の特に近隣他市のスクールソーシャルワーカー同士の連絡会みたいなものが、かなり有効ではないかと私自身思っています。ソーシャルワーカーの仕事というのは、ケースワーカーと違って、共同作業にはならないのです。個別作業になってくる部分が非常にあるので、それぞれの抱えている問題であるとか、それぞれ違う環境、違う地域でやられている方の話を聞くだけでも、有効ではないかと思えます。将来的に言えば、ある地域とのスクールソーシャルワーカーの連絡協議会みたいなものができたらいいのではないかなと、できたときから感想として思っていたのです。今のは、例えばの話ですが、ご検討いただければと思います。

感想ですけれども、今、ご説明いただいたとおり、スクールソーシャルワーカーが入ることによって、件数ではないと思うのですけれども、1件1件の深みというのですか、そのことというのは、子どもたち一人一人が置かれている背景にまで入り込んで、大体、親の問題が多いだらうと思うのですけれども、親の問題にまで入れてくるとか。どこまでという限界性が非常に難しいと思うのですけれども、入り込んで、ほかの関係機関とのつながりをしていくというのが仕事だろうと思えますので、それが着実にやられているのだなど。これはますます必要度が高くなっていく仕事だなど。ただ、もっとやっていったときにどこまでスクールソーシャルワーカーとしてできるのか。福祉の機関とか医療の機関とのつながりが、絶対にそこでは必要になってくるだろうと思えます。

以上、感想でございます。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 貴重なご意見ありがとうございました。近隣等の連携については、指導主事の地区会がありますので、そこで情報共有しながら、実現できる部分からやっていきたいと思えます。

また、本市の社会福祉協議会でもコミュニティソーシャルワーカーという方が3名体制ということになりました。きょうも校長会で各学校に連絡をしてきたところではありますが、スクールソーシャルワーカーが担っている部分についても、ある一定の部分からは連携が必要であろうし、ある一定の部分からはコミュニティソーシャルワーカーのほうに業務を手渡していくところも必要になっていく場面があるかと思えますので、その辺の連携もしっかりやっていきたいと思っています。

以上です。

○【是松教育長】 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)



○議題(10) 報告事項(6) 国立市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱について

○【是松教育長】 それでは、次に報告事項(6)、国立市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱につ

いてに移ります。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、報告事項6、国立市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱についてご報告いたします。

いじめ問題対策連絡協議会は、国立市立小・中学校におけるいじめ防止等の対策を推進するため、関係機関及び団体の連携等を図る協議会でございます。国立市いじめ防止対策推進条例第9条第3項の規定に基づいて設置されているものです。平成27年に委嘱した委員が2年の任期を終えましたので、ここで改めて関係団体から推薦等を受け、選任をいたします。新しい委員のお名前は別紙のとおりでございます。平成27年度当初から継続していただいているのは、七小の森田校長と、宮崎次長のお二人ということになります。ことしも年間3回開催する予定でございます。

報告は以上です。

○【是松教育長】 説明は終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)



○議題(11) 報告事項7) 市教委名義使用について

○【是松教育長】 それでは、報告事項7、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成28年度3月分の教育委員会後援等名義使用についてです。

お手元の資料のとおり、承認3件、不承認1件でございます。

まず、承認についてです。第27回ファミリーフェスティバル実行委員会主催の「第27回ファミリーフェスティバル」です。今回も平成29年5月5日10時より、くにたち市民総合体育館、芸術小ホール、谷保第四公園、市役所西側広場、第五小学校校庭において、スポーツやゲームのコーナーを設け、子どもを中心に家族で楽しんでもらうイベントを開催します。参加費は無料です。

2番目は、日本児童・青少年演劇劇団協同組合主催の「2017年第45回夏休み児童・青少年演劇フェスティバル」です。すぐれた舞台芸術を来場した親子や子どもたちに提供することを目的に、27ステージの演劇公演と14回のワークショップを平成29年7月21日から8月27日までの間、全労済ホール、スペース・ゼロ、プーク人形劇団、芸能花伝舎において行います。参加費は有料で、料金は公演内容により異なります。

3番目は、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学主催の「平成29年度東京女子体育大学・東京女子体育短期大学公開講座」です。

地域住民の交流、青少年の競技力向上、健康増進へ貢献することを目的とし、ダンス・陸上・カヌーなどスポーツを中心とした20の公開講座を平成29年5月13日から平成30年3月22日までの間、東京女子体育大学、福生市市営プールにおいて行います。受講料は無料ですが、保険料などは負担いただきます。

以上、3件について事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしました。

次に不承認についてです。宮城復興支援センター主催の「国際交流&イングリッシュキャンプ」です。本事業は子どもの国際交流、多文化理解、被災した子どもの心のケアなどを目的に、小学生を対象とした1泊2日の宿泊事業です。このキャンプの中で英会話レッスンや野外イングリッシュアクティビティなどを行います。参加費は2万6,784円です。

また、実施日は平成 29 年 5 月 27 日から 11 月 26 日までの間、計 6 回のキャンプを開催し、開催場所は千葉県立君津亀山少年自然の家です。

教育委員会で審議をし、不承認と判断した理由についてです。本事業は生涯学習の観点から公益性があると認識されます。しかし、主催団体が宮城県にあるとともに、キャンプの実施場所も千葉県であり、特段当市教育委員会との関係が密接である事業とは認められません。したがって、国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱第 4 条第 1 号「委員会の名義使用にふさわしい事業であること」の要件を満たしているといえないため、不承認と判断をいたしました。なお、昨年も同内容での申請があり、不承認とした経緯もございます。

以上、市教委名義使用についての報告になります。

○【是松教育長】 報告は終わりました。承認 3 件、不承認 1 件ということでございます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)



○議題(12) 報告事項 8) 要望書について

○【是松教育長】 それでは続きまして、報告事項 8、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は 1 件です。

子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「学習指導要領改定案の国家主義的な条項や政権寄りの政治色の濃い内容を削除すると共に、誰もが賛成、歓迎する『言語教育・理数教育・体験活動の充実』等の方に注力するよう、文科省と都教委に意見書を出して頂きたい等の要望書」をいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

新学習指導要領については、3 月 31 日に告示がされました。これに先立ちまして、新学習指導要領についてのパブリックコメントも募集されておったところでございますが、少し調べてみますと、やはりこういった教育に対する国民の関心が非常に高いということで、1 万 1,210 件のパブリックコメントが寄せられたと、今、本ホームページ上でも公表されております。当然さまざまな主義主張あるいは思想、イデオロギーの立場からの意見要望が寄せられているところでございます。こうしたさまざまな意見を踏まえて、次期学習指導要領が今回告示されたと理解しております。

要望者の考え方からは、また、正反対の意見・考え方も当然含まれております。しかしながら、そこで国を愛する態度の育成、あるいは国歌斉唱の指導等の記載があるということについてだけで、これが国家主義的であると果たして言えるのかということ、私は疑問としているところです。国家主義という、恐らくこの要望者のおっしゃることは、戦前の国家観からくる国家主義だと思われま。今、国を愛する態度の育成、あるいは国歌をしっかり指導するということは、どこの国でも行われていることであると思っています。

現在、日本における教育というのは、憲法や教育基本法に照らしても、民主国家における民主教育であることを我々はそういう自覚、自認して、次期学習指導要領に基づく指導を行っていくべきであろうと考えております。

私の意見としては、以上です。

ほかによろしゅうございますか。

それでは、なければ秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようにになりますか。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回でございますが、5月23日火曜日午後2時から、会場は教育委員室を予定しております。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は5月23日火曜日午後2時から、会場は教育委員室といたします。傍聴の皆様、お疲れさまでございました。

午後3時35分閉会